

体験学習施設トイレ改修工事 仕様書

逗子市教育部 子育て支援課

共通事項

1 工事の着手

工事契約締結後、早期に監督員と設計施工について打合せを行い、現場を確認のうえ工事を着工すること。なお、打合せ事項については必要に応じて議事録を監督員に提出すること。

2 疑義の解釈

- (1) 本工事は、逗子市財務規則に基づき別途特記仕様書、設計書及び添付図面によって行い、設計図面等に定める事項について疑義を生じた場合の解釈は、当該工事を担当する監督員の指示に従わなければならない。
- (2) 設計図書等で明記していない事項であっても、施工上必要なものがあつた場合は、発注者受注者で協議するものとする。

3 法令関係の遵守

受注者は、工事施工に当たり、工事に関する諸法規その他諸法令を遵守し、工事の円滑なる進捗を図ると共に、諸法令の運営適用は受注者の負担と責任において行わなければならない。

4 施設の保全

施設構造物を汚染し、またこれらに損害を与えた時は受注者の責任で復旧しなければならない。

5 資格を必要とする作業

資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工しなければならない。

6 工事終了後の処理

工事が完成した時、受注者は速やかに不要材料及び仮設物を処分若しくは撤去し、使用箇所等を清掃しなければならない。

7 安全管理

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては常に細心の注意をはらい、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）並びに関係法令を遵守し、公衆及び従業員を安全を図らなければならない。
- (2) 工事中は所要の従業員を配し、現場内の整理整頓と安全作業に努めなければならない。
- (3) 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安に必要な措置、緊急時の応急措置及び連絡方法について監督員と協議し、これを遵守しなければならない。
- (4) 火薬、ガソリン等の危険物を使用する場合には、保管及び取扱について関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講じなければならない。
- (5) 火薬類を使用し、工事を施工する場合は、あらかじめ監督員に使用計画を提出しなければならない。
- (6) 仮設及び特に重要物を扱う足場は、堅固な構造としなければならない。

- (7) 工事現場に工事関係者以外の立入を禁止するため、監督員と協議のうえ、その箇所へ適当な柵を設けると共に、立入禁止の表示をしなければならない
- (8) 豪雨、高潮及び台風等出水の恐れのある時は、受注者は昼夜の別なく所要の人員を現場に待機させると共に、応急措置に対する準備をしておかなければならない。
- (9) 工事現場の秩序を保つと共に、火災、盗難等の事故防止に必要な措置を講じなければならない。

8 提出書類等

(1) 工事記録写真

ア 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

イ 使用材料、部品納入時及び埋没部は、監督員の立会のもと撮影すること。

(2) しゅん工図書

受注者は、提出書類を工事請負契約書に基づいて、監督員に提出しなければならない。

また、建設廃棄物がある場合には、これに加えて建設廃棄物処理委託契約書の写し及び産業廃棄物管理票（建設系廃棄物マニフェスト）D票及びE票の写しを提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならない。

9 工事用電力及び工事用水

工事用電力及び工事用水等は市が無償で支給するが、あらかじめ監督員に許可を得るものとする。

10 工事車両

工事車両は、監督員の指示する場所に停車すること。緊急車両の出動等に支障がでないよう十分に配慮すること。

特記仕様書

1 工事名称

体験学習施設トイレ改修工事

2 工事の目的

本工事は、逗子市体験学習施設のトイレを室内から利用できるよう改修工事を行い、乳幼児とその保護者の利便性の向上を図ることを目的とする。

3 工事場所

逗子市池子1丁目11番2号 逗子市体験学習施設

4 工期等

- (1) 契約の日から令和8年1月30日まで
- (2) 作業日は、月曜日から金曜日まで（火曜日、祝日及び年末年始を除く）
- (3) 作業時間は、8時30分から17時まで

5 工事内容（詳細は設計書参照）

トイレ改修工事

- ア 既存洋式トイレ(1箇所)の取壊
- イ 新規洋式トイレ(1箇所)の設置
- ウ 新規洋式トイレ用電気コンセント新設
- エ 給排水設備の改装
- オ 既存手洗器及び既存化粧鏡の撤去及び手洗器及び化粧鏡の新設
(既存設備が使用可能であれば移設対応可)
- カ 屋外出入り口用扉の撤去及び壁の新設
- キ プレイルーム側モニター撤去及び出入口の新設
(モニターの処分は市が行う)
- ク プレイルーム側出入口新設
(引き戸タイプ。鍵は乳幼児の手の届かない場所に設置。)
- ケ カフェ物品庫側壁の新設及び洗濯用水栓の撤去

【資料】

- 1 設計書
- 2 位置図
- 3 平面図
- 4 現況写真

※添付した資料以外に提供できる資料はありません。

6 施工条件

- (1) 添付図面はあくまでも参考図であり、現場を確認の上、配管等を加味した施工図を作成してから施工を行うこと。
- (2) 廃棄物、重機の搬出入及び道路に近接した工事等安全上配慮が必要な作業時においては、発注者と協議し、十分な安全管理のもとで行うこと。
- (3) 施工にあたっては、施設利用者への安全に十分配慮し、既存設備等の破

損や汚損に注意し、養生等をして行うこと。

- (4) 設置に伴う建物の建築確認等の申請等が必要がある場合は、工事に含むものとする。

7 使用資材等

工事に要する部材・材料は新品とし、良質完全なるものを使用すること。

8 使用器具及び予備品

工事に必要とする工具・測定器及び予備品は、原則として受注者負担によるものとする。

9 提出書類

(1) 契約締結後 工事着手届、請負工事現場代理人等選任届及び経歴書、工程表、施工計画書及びその他必要な書類

(2) 完成時

ア 工事しゅん工届

イ 完成図書(工事写真等必要と思われる書類) 2部

10 完成検査

発注者の行う工事しゅん工検査をもって本工事の完了とする。

完了期間は、契約書に記載の工事しゅん工期日とするが、検査が受注者の責任以外の原因で遅れた場合は、この限りではない。

11 廃棄物処理

工事により発生する各廃棄物については、関係法令に基づき適正に搬出及び処分しなければならない。

12 疑義協議

本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議の上、発注者の指示に従うものとする。なお、仕様書に示されていない事項についても、当然必要と認められる事項については受注者の責任において処理するもの。

13 その他

(1) 本工事の仕様は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築改修工事編、機械設備工事編、電気設備工事編)」による。

(2) この仕様書に記載のない事項については、逗子市財務規則による。

(3) 施設の開館業務に支障のないよう作業をすること。

(4) 逗子市環境基本計画、環境マネジメントシステム、地球温暖化対策実行計画を遵守し、環境に負荷を与えないように工事を施工すること

(5) 逗子市の建築・土木工事に係る環境配慮指針、施設計画策定にあたっての環境配慮手順書、建築副産物に係る特記仕様書を遵守すること。

(6) 工事施工に当たり、施設、車両等に損傷を与えた場合は直ちに監督員に報告を行うとともに、応急措置を行い受注者の責任において原状復旧にあたらなければならない。